

鳥取県建築基準法施行細則をここに公布する。

鳥取県建築基準法施行細則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和25年12月鳥取県規則第87号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書の添付書類)

第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第39条第1項の災害危険区域(次号において「災害危険区域」という。)内において住居の用に供する建築物を建築するときは、条例第3条ただし書の規定による許可を受けたことを証する書面
- (2) 条例第4条に規定するがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置が同条各号に掲げる区域(災害危険区域を除く。)内であるときは、よう壁の設置の状況を示す図書又は同条ただし書の規定による認定を受けたことを証する書面
- (3) 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は条例第9条ただし書の規定による認定を受けたものにあつては、当該認定を証する書面
- (4) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用に供する建築物を建築するときは、様式第1号による調書
- (5) 法第31条第2項の規定により尿尿浄化槽を設置するときは、様式第2号による調書

2 前項の規定は、法第87条第1項において準用する法第6条第1項の確認の申請について準用する。

(氏名等の変更の届出)

第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があつたときは、様式第3号による届書を建築主事に提出しなければならない。

(手数料の免除)

第4条 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅に係る条例別表第3の左欄1の項から6の項までに掲げる事務に対する手数料は、それぞれ同表の右欄に定める額の2分の1の額を減額する。

- 2 知事が指定する災害により全壊、半壊、一部破損等の被害(以下「被害」という。)を受けた建築物に居住していた者又は被害を受けた建築物、建築設備若しくは工作物(以下「建築物等」という。)の所有者(当該所有者の同居の親族その他これに準ずる者であつて知事が認めるものを含む。)が、当該災害の発生の日から知事が指定する日までの期間(以下「申請期間」という。)内に、当該被害を受けた建築物等に代わる建築物等を新築し、又は当該被害を受けた建築物等を増築し、改築し、移転し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の模様替をするために条例別表第3の左欄に掲げる事務に係る申請をする場合には、当該申請期間内の申請に係る事務及び当該事務に引き続く一連の同欄に掲げる事務に対する手数料は、免除する。
- 3 国又は地方公共団体の建築物に係る条例別表第3の左欄7の項から38の項までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。

(特殊建築物の定期報告)

第5条 省令第5条第1項の知事が定める時期は、次のとおりとする。

- (1) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等を除く。) 平成28年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで
- (2) 政令第16条第1項第1号、第2号及び第5号(百貨店、マーケット及び公衆浴場(個室付浴場業に係るものに限る。)に限る。)に掲げる建築物 平成29年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで
- (3) 政令第16条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる建築物(前2号及び次号に掲げるものを除く。) 平成30年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで
- (4) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(寄宿舎に限る。) 平成28年、平成30年及び同年を始期として3年ごとの年の10月1日から12月31日まで

2 省令第6条の3第2項第7号の書類について、同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、5年とする。

(建築設備等の定期検査)

- 第6条 省令第6条第1項の知事が定める時期は、法第87条の2において準用する法第7条第5項の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超えない日までとする。ただし、小荷物専用昇降機及び防火設備については、平成30年及び同年を始期として1年ごとの年の10月1日から12月31日までとする。
- 2 省令第6条の3第2項第8号の書類について、同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、3年とする。

(多雪区域等)

- 第6条の2 政令第86条第2項ただし書の多雪区域は、第3項の規定により求められる垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。
- 2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上としなければならない。
- 3 政令第86条第3項の垂直積雪量は、別表第3の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数値と建築をしようとする建物の敷地の中心の標高をメートル単位で示した数値に同表の右欄に掲げる数値を乗じて得た数値とを合算した数値とする。ただし、その数値が2.5を超える場合は、2.5とする。

- 第7条 政令第32条第1項の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、鳥取県の全域(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画のある区域のうち知事が衛生上特に支障がないと認める区域を除く。)とする。

(道路の位置の指定の申請)

- 第8条 省令第9条の申請書及び承諾書は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。
- 2 省令第9条の承諾書には、同条に規定する権利を有する者であることを証する書面及び印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(道路の位置の指定の変更等)

- 第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。
- 2 総合事務所長又は生活環境事務所長は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(道路とみなす道の指定)

- 第10条 法第42条第2項の知事が指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道及び別表第1に掲げる道とする。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

- 第11条 法第53条第3項第2号の知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。
- (1) 幅員が4メートル以上の2以上の道路(その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの
 - (2) 幅員が4メートル以上の道路及び公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路及び公園又は広場に接するもの
 - (3) 知事が定める基準を満たす道路、河川、水路その他これらに類する土地(以下この号において「道路等」という。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さ3分の1以上が当該道路等に接するもの

(前面道路からの後退距離の算定の特例に係る建築物等の指定)

- 第12条 政令第130条の12第5号の知事が規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で法第44条第1項第4号の規定による許可を受けたものの部分とする。

(許可等の申請)

- 第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
- (1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
 - (2) 当該許可又は認定を必要とする理由を記載した書類
 - (3) その他総合事務所長又は生活環境事務所長が必要と認める書類
- 2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書(付近見取図及び配置図に限る。)を添付してしなければならない。

- 3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)を添付してしなければならない。
- 4 条例第5条第2項の規定による承認の申請は、申請書に同項の承認を求める区域(以下「区域」という。)に係る次に掲げる図書及び書面を添付してしなければならない。
- (1) 位置図
 - (2) 都市計画図
 - (3) 道路の種別及び幅員並びに消防水利の位置を明示した街路図
 - (4) 現況写真
 - (5) その他総合事務所長又は生活環境事務所長が必要と認める書類

(申請書等の提出先)

第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は総合事務所長又は生活環境事務所長に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、昭和49年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の鳥取県建築基準法施行細則の規定によってした手続は、改正後の鳥取県建築基準法施行細則の相当規定によってした手続とみなす。

(西伯郡大山町の設置に伴う特例)

3 平成17年3月28日から同年9月30日までの間における別表第3の適用については、同表の規定にかかわらず、同年3月27日における西伯郡中山町の区域に係る同表中欄に掲げる数値は、0.8とする。

(平17規則11・追加)

(八頭郡八頭町の設置に伴う特例)

4 平成17年3月31日から同年9月30日までの間における別表第3の適用については、同表の規定にかかわらず、同年3月30日における八頭郡郡家町及び同郡八東町の区域に係る同表中欄に掲げる数値は、1.2とする。

(平17規則11・追加)

附 則(昭和52年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第79号)

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第33号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第54号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第30号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第61号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第99号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県建築基準法施行細則第4条第2項の規定は、平成12年10月6日以降に申請された同項に規定する事務に対する手数料について適用する。

附 則(平成13年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第25号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第58号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第40号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第72号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第89号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第11号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月31日から施行する。

附 則(平成17年規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第87号)

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第43号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第48号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第42号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第48号)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。